

保護者のみなさまへ

島本町立第三小学校
校長 加藤 武

気象警報発令時の登下校について

【気象警報が発令されている時】

「島本町」または島本町を含む「北大阪」または「大阪府全域」に「暴風警報」が発令されている時

①	午前7時の時点で警報発令の時	自宅待機（この時点で給食は中止） 〈一斉メールで配信〉
②	午前9時までに警報が解除された時	解除となった時点で、地区ごとに集団登校 <u>この場合は集合時刻をPTA地区補導委員さんを通して連絡</u> 目安として解除から約1時間後に授業開始予定 〈登校時刻を一斉メールで配信〉 (但し、通学路の安全が確認されないときは、この限りではない) (授業は4時間目までで終了、給食なし)
③	午前9時に警報が解除されていない時	臨時休校 〈一斉メールで配信〉
④	登校した後に警報が発令された時	その時点で地区担当教員とPTA地区補導委員さん引率のもと、地区ごとに集団下校 〈一斉メールで配信〉

上記①③④の場合は、連絡はありません。

②の場合は集合時刻をPTA地区補導委員さんを通して連絡します。

④の場合はPTA地区補導委員さんに連絡後、集団下校となりますが4月に各家庭から提出された別紙の通り対応します。

*気象情報については、可能な限り各ご家庭で把握等お願いします。

⑤	「島本町」または島本町を含む「北大阪」または「大阪府全域」に大雨、洪水、雷雨等の警報が発令されている時	原則として、授業は通常通りあります。(給食も通常通り)ただし、状況によってはPTA地区補導委員さんを通して連絡します。 また、町当局からの指示(緊急防災無線放送、広報車)があれば、それに従ってください。 *雷が鳴っている時は学校で待機します。
---	-----------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※この他、地震などの不測の事態が起こった時にも、それぞれの地区の通学路の状態や地区の様子などを踏まえて、登下校について学校からPTA地区補導委員さんを通じて各地区に連絡します。

【 学 童 】

◎暴風警報が発令されたとき

- ①授業がある日は午前9時、授業がない日は午前8時30分までに警報が解除されなければ一時休室。その後、正午までに解除されなければ終日休室となります。
- ②授業中に警報が発令されて学校が臨時休校になったときは終日休室となり、学校からの集団下校となります。
- ③登室後に警報が発令されたときは、その時点で終日休室となり、保護者にお迎えをお願いします。

※暴風警報以外の警報が発令されたときや自然災害などが発生したときは、休室が妥当であると子育て支援課長が判断した場合に限り休室します。その場合は学童保育室から保護者に連絡します。

特別警報発令時の対応について

平成25年8月30日より気象業務法が改正され、「特別警報」の運用が開始されています。町内の各小・中学校におきましても「特別警報」が発令された場合には、下記のような対応を行います。

特別警報発令 (大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、津波、火山噴火、地震)		
登校前 登園前	臨時休業	午前7時に発令又は発令中の場合 (※1)
		午前7時に避難指示及び避難勧告が発令中の場合
登校後 登園後	校内待機	発令中の場合、もしくは解除されたが、避難指示及び避難勧告が継続している場合 (教育委員会より指示)
	下校	解除され、かつ避難指示及び避難勧告も解除された場合 (教育委員会より指示)

※1 午前9時までに解除された場合も休業とする。